

# 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

許可手続きフロー図（届出事業は除く）

改正前

改正後

## 1 条例の概要

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「土砂条例」という。）」は土砂等による埋立て等の面積が300平方メートル以上である場合（以下「特定事業」という。）は許可もしくは届出を必要としており、使用する土砂等の安全基準及び構造基準を定めることにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、市民の生活環境を保全することを目的として制定されたものです。

## 2 改正の趣旨・内容

### (1) 説明会の義務化

改正前は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）」に基づき、周辺住民に対して土砂等の埋立て等事業の許可申請前に説明会を実施することとしていましたが、土砂条例に説明会に係る規定を追加し、事前の説明会がより確実に実施されるよう、説明会の開催を義務付けました。

#### ※説明会の対象範囲の拡大について

改正前は、説明会の対象範囲は指導要綱において埋立事業地の境界から200メートル以内の周辺住民を対象としていましたが、説明会の対象範囲を拡大することでより多くの周辺住民と事業者の相互理解を図ることができ、事業者が周辺住民の関心が高い事項に関し、自ら一定の配慮を行い、周辺住民の埋立て事業に対する不安等が軽減されることが期待されます。このことから隣接市の事例を参考とし、対象範囲を300メートルに拡大しました。

### (2) 暴力団排除条項の追加

「千葉県暴力団排除条例」等により社会全体で暴力団員等の排除が推進されていることから、土砂条例においても暴力団員等が埋立て事業に関与しないよう、許可基準に「申請者が暴力団員ではないこと」等を追加し、千葉県警察本部長への意見聴取等について規定しました。

## 3 施行期日

平成29年 7月 1日

